



## チケット転売に関するトラブルに注意

### 事例

#### 【事例1】

チケット転売仲介サイトでチケットを購入したが、入場できないおそれのある転売禁止のチケットだった。

#### 【事例2】

余ったチケットをチケット転売仲介サイトで売ったが、購入者がチケットの受け取り完了の手続きをせず、代金を受け取れない。

#### 【事例3】

検索して一番上に表示されたサイトを公式チケット販売サイトだと勘違いして、海外のチケット転売仲介サイトで高額なチケットを購入してしまった。

### 助言

チケット転売仲介サイトを利用してチケットを購入し、トラブルになってしまったという相談が寄せられています。

インターネットでチケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかや、価格や手数料が高額になっていないか、送料、発送予定日、キャンセルに関するルールなどを十分に確認してから購入しましょう。

興行主が規約でチケットの第三者への譲渡、転売などを禁止している場合は、転売チケットを購入しても入場できないおそれがあります。転売チケットを購入する際は、興行主等の規約で転売や譲渡が禁止されていないか確認しましょう。

**チケット不正転売禁止法**が2019年6月14日に施行されました。国内で行われるコンサートやスポーツなどのチケットのうち、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が券面に表示等されたチケットを、興行主の事前の同意を得ずに業として販売価格を超える価格で譲渡した場合は、罰則の対象となることがあります。不正転売はしないようにしましょう。

興行主や興行主から許可を得た正規（公式）のリセールサイトで転売することが可能な場合があります。急ぎよ行けなくなり余ったチケットを売ったり、転売チケットを買ったりするときは、正規（公式）のリセールサイトを利用しましょう。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）